





安心して子どもを育てることを願って・・・

旅費・宿泊費の助成を行っています



	島外での妊婦健診・出産の旅費・宿泊費の助成	児童島外療育等旅費・宿泊費の助成
助成の対象者	①医師に島外での妊娠の管理や出産を勧められ通院等で島外滞在をした妊婦。 ②未熟児等で島外に滞在した児と産婦。	①医師に島外での治療や検査が必要だと言われ通院等で島外滞在をした児と保護者1名。 ②医師に島外での療育等の必要性を言われ島外滞在をした児と保護者1名。
助成の内容	①島外に滞在し治療や出産をした場合 交通費(1往復)と宿泊費(90泊まで) ②定期的に島外の病院へ通院した場合 交通費(5往復まで)と宿泊費(1回につき3泊まで)	①島外に滞在し治療や検査をした場合 交通費(1往復)と宿泊費(2泊まで) ②定期的に島外の病院へ通院等した場合 交通費(1往復)と宿泊費(2泊まで)の回数制限なし
助成額	交通費・宿泊費共に限度額があり、実費総額の2/3を助成します。 (交通費については和泊港から鹿児島新港または那覇港までの船賃2等往復実費額、 宿泊費については1泊5,000円が上限)	
申請に必要な書類	①母子手帳(写し) ②診断書(写し) ③緊急搬送をした場合にあっては、緊急搬送に係る 担当医の証明書 ④治療を受けたことを証明できる書類等(写し) ⑤交通費・宿泊費の領収書 	①島外で療育等を受ける必要があることの証明書(規定の様式) ②島外で療育等を受けたことの証明書(規定の様式) ③交通費・宿泊費の領収書 ④治療を受けたことを証明できる書類等(写し) ※現在、利用されている方でも年度始めに①の島外で療育等を受ける 必要があることの証明書の提出が必要です。 
申請期限	島外に滞在する必要のなくなった日から1か月以内	帰島して1か月以内

詳しくは知名町子育て支援課(0997-84-3170)または保健センター(電話:0997-93-2075)へお問い合わせください。